



土技第 1601 号

令和 3 年 2 月 19 日

関係業界団体の長 殿

技術・建設業課長



磁気探査業務における管理技術者の資格要件について（通知）

みだしのことについて、2020 年度末まで「地質調査技士または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者」を認めるとしていた経過措置については、これ以上の延長は行わないこととし、2021 年 4 月から同資格要件を削除することとしましたので、通知します。

貴団体傘下の会員企業の皆様への周知方よろしくお願いします。

なお、コロナ禍において、令和 2 年度の磁気探査技士試験の実施が遅れたことなどを考慮し、令和 3・4 年度入札参加資格審査申請において、令和 2 年度の磁気探査技士試験合格者を追加登録することとしております。また、令和 3 年度の同資格審査の追加申請において、磁気探査技士等の追加登録を行うこととしております。

磁気探査技士の追加登録等の詳細につきましては、別途、関係企業あてご案内いたします。

○ 参考

別紙 1 磁気探査業務における管理技術者の資格要件の改定に係る経過措置について

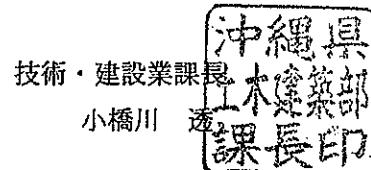
（平成 31 年 2 月 28 日 土技第 1510 号通知）

別紙 2 磁気探査業務における管理技術者の資格要件

別紙 3 磁気探査業務に係る入札参加資格審査の緩和措置について

土技第 1510 号
平成 31 年 2 月 28 日

関係業界団体の長 殿



磁気探査業務における管理技術者の資格要件の改定に係る経過措置について（通知）

みだしのことについて、別紙の通り技術・建設業課ホームページに掲載しているところですが、経過措置として 2018 年度末まで認めるとしていた「地質調査技士または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者」について、資格取得期間を確保するため、経過措置を 2020 年度末まで認めるものとします。

なお、これ以上の延長は行わないこととしますので、延長する 2 年間で各種資格を取得していただきますようお願いいたします。貴団体傘下の会員企業の皆様への周知方よろしくお願いします。

磁気探査業務における管理技術者の資格要件	
2016年11月1日以降～ 2021年3月31日迄適用	<p>次のいわゆるに当たるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以後に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者 ⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査技士の資格を有する技術者 ⑦ 地質調査技士の資格または測量士（補）の資格を有する技術者、かつ磁気探査の経験を有する技術者
2021年4月1日以降適用	<p>次のいわゆるに当たるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術士【総合技術監理部門（建設又は応用理学）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ② 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ③ 技術士【建設部門又は応用理学部門】で平成13年度以後に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門又は応用理学部門）に4年以上従事している技術者かつ磁気探査の経験を有する技術者 ④ 港湾海洋調査士【危険物探査部門】の資格を有する技術者 ⑤ RCCM【地質部門又は土質及び基礎部門】の資格を有する磁気探査技士の資格を有する技術者 ⑥ 一般社団法人沖縄県磁気探査協会が認定する磁気探査の経験を有する技術者

磁気探査業務に係る入り参加資格審査の緩和措置について

